

第3章 監査の結果と意見

1. 県有財産の管理

(1) 概要

① 財産管理の組織及び法令等

a. 財産の概要

地方公共団体の財産とは、公有財産、物品、債権及び基金をいう（地方自治法第237条第1項）。すなわち、不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、金銭債権等のように、およそ財産権の対象となるもので、地方公共団体に属するものが、原則的には全て地方公共団体の財産と言える。ただし、歳計現金については、別途、その出納保管に関する規定（地方自治法第235条の4第1項）により管理されることとなっているため、ここにいう財産には含まれない。また、賃借権、使用賃借権、電話加入権等、未だ法律上の権利として確立されていない権利についても、財産の範囲には含まれない。

b. 公有財産の区分

公有財産は、行政財産と普通財産に区分される（地方自治法第238条第3項）。行政財産とは、地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、その使用目的によって、公用財産と公共用財産とに分けられる。

公用財産とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、自らが直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、例えば、庁舎、議事堂、研究所等があげられる。また、公共用財産とは、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素であることが多い。例えば、図書館、学校、病院、公園及び公営住宅等があげられる。一方、普通財産とは、行政財産以外の全ての公有財産であり、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、その経済的価値を發揮させるために、一般の私人と同等の立場でこれを所有し、その管理運用又は処分をし、もって行政の執行に寄与することを主目的とする財産である。

c. 財産管理に関する法令等

地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定め、その事務については、地方自治法第149条第6号において、公有財産を取得し、管理し、処分することを、普通地方公共団体の長、都道府県の場合は知事の事務と定めている。加えて、その事務の一部を委員会等へ委任することができるとともに、教育財産については、知事の統括のもとに、

教育委員会が管理を行うことが認められている。いずれにしても、知事の直接的な管理下でない場合についても、公有財産管理の統一かつ効率的な運用を確保するための必要な総合調整機能は知事にあるものとされている。

② 長野県における財産管理の取り組み

a. 条例、規則等の制定

このような地方自治法及び地方財政法の財産管理の趣旨を具現化すべく、長野県においては、『財産に関する条例』並びに『財務規則』等を制定するとともに、公有財産管理にかかる事務は、総務部管財課の所掌事務としている。ただし、実際の行政財産及び普通財産の管理については、本庁の課長及び現地機関の長が財産管理者として、その任にあたっている。

b. 財産台帳の評価額

総務部管財課においては、毎年度、『県有財産の数量調査』を実施し、公有財産台帳及び公有財産管理簿等の台帳整備を行っている。このうち、面積等の数量データに関しては、前述した『財産に関する調書』に集約されるが、公有財産台帳等には取得価格といった価格情報も掲載される。これについては、定期的に評価替を実施しており、長野県では3年毎に実施している。評価替は、『公有財産評価要領』に基づき実施され、直近においては、平成18年度に実施されている。参考に、平成15年度と平成18年度において実施された評価替に伴う評価額の変動を次表に示す。

表 15 平成15年度と平成18年度の評価替に伴う評価額の変動

土地及び建物評価額の変動

(単位：百万円)

用途区分	土地				建物			
	H15 評価額	H18 評価額	増減額	増減率 (%)	H15 評価額	H18 評価額	増減額	増減率 (%)
1 本庁舎(県庁)	5,442	2,771	-2,671	-49.1	10,181	9,586	-595	-5.8
2 警察施設	6,161	5,212	-949	-15.4	17,119	16,469	-650	-3.8
3 その他の公用施設	12,399	9,831	-2,568	-20.7	37,616	35,725	-1,891	-5.0
4 高等学校	76,281	68,721	-7,560	-9.9	103,061	96,874	-6,187	-6.0
5 その他の学校	11,118	10,359	-759	-6.8	34,168	34,611	443	1.3
6 県営住宅	38,237	41,995	3,758	9.8	注1			
7 その他の公共用施設	37,680	32,558	-5,122	-13.6	89,081	85,513	-3,568	-4.0
8 宅地	2,706	1,952	-754	-27.9	0	0	0	0.0
9 田畑	451	465	14	3.1	0	0	0	0.0
10 廃川・廃道敷	注2							
11 その他の土地	2,572	2,483	-89	-3.5	0	0	0	0.0
12 職員宿舎	14,938	14,463	-475	-3.2	26,127	26,758	631	2.4
13 その他の建物	1,700	1,806	106	6.2	2,316	2,859	543	23.4
計	209,685	192,616	-17,069	-8.1	319,669	308,395	-11,274	-3.5

注1 県営住宅の建物は、公有財産評価要領適用外で、住宅部にて別途独自評価

注2 廃川・廃道敷は、公有財産評価適用外

(資料：『平成18年度公有財産評価結果について』)